

第 517 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 6 月 10 日(月) 14:00～14:19

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第517回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料 3 について、御説明いたします。「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」です。

13行目以下ですけれども、広域機関におきましては、再エネ特措法に基づきまして徴収等業務を行っております。徴収等業務におきましては、卸電力価格の下落により交付額が増加した場合には、納付金が増額調整されるまでの間、一時的な資金不足が生じる可能性

があります。このために、広域機関においては、経済産業大臣の認可を受けて機関債を発行するとともに、政府が債務を保証することが可能となっております。

広域機関からは、今年の1月と3月の2回、こうした申請がありました。その2回については、令和4年度の卸電力取引市場と令和5年度の卸電力取引市場の価格が違ったためということでありました。

この令和4年度の取引市場の価格と5年度の取引市場価格の違いに関して、今年の3月末に納付金単価が決定されまして、8月分の広域機関の収支分から反映されていきます。したがって、その点については収支が改善していくことになりますが、他方で納付金単価の水準が調整されたとしても、年間の電力需要の変動等によりまして、季節変動があります。直近の見通しを踏まえると、9月以降の当面の資金が不足するということでありまして、令和6年6月5日付けで広域機関から、経済産業大臣に対しまして、借入れの認可申請があったというものです。

これにつきまして、委員会に対しまして意見聴取が来ております。

42行目以降ですけれども、「主な申請内容」といたしましては、4,200億円を借入れて、借入日は6年9月6日、1年間の期間として一括償還を行う。それから、元利金支払いについては、今後の協議にもよりまして、政府が保証することになります。

50行目以降です。「審査内容」ですけれども、まず最初に申し上げましたとおり、この徴収等業務に係る収支につきましては、年間変動が発生するということでありまして、過去の例におきまして、1月までは支出超過が発生するケースがありました。現在想定している内容では、65行目ですけれども、1月分までで入出金の見込みを試算した結果、1月中旬時点で4,100億円程度の資金不足が想定され得るということであります。

今回の申請は、本年9月から4,200億円を1年間借入れるということですが、上記の見通しのとおりとなった場合には、1月中旬時点での資金残高は100億円となります。2月以降は、収支が改善するという見通しになりますので、そういう意味では、過大ではないとは考えております。

一方で、来年3月に1,200億円、来年5月に3,400億円と、以前に借りた資金について償還期限が到来いたします。これらにつきましては、今後、より近い時期で、資金需要を見極めまして、また、追加申請を行う方針と聞いております。そうすることで、借入れに伴う金利費負担を最小限にする方針であると聞いております。

3ページ目には、過去の状況などをグラフとして追加しております。

92行目以降で、電気事業法に基づきまして、政府は、広域機関の資金の借入に係る債務の保証ができることになっておりますし、今回の借入れについても、財務大臣の了承を得た上で、政府が債務保証をすることになる見込みと聞いておりまして、100行目以下にの書いておりますけれども、113行目で、借入期間につきまして、過去のことも考えまして、1年間を必要額として見直して借り換えたほうが、結果として資金調達のコストが下がるかと判断したということでもありますので、これで問題ないのではないかと考えております。

ということでありまして、5ページですが、認可申請に係る意見といたしましては、当委員会として、問題ない旨、経済産業大臣に回答することとしたいと考えておりますけれども、御議論いただければ幸いです。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員     説明ありがとうございました。

3回目の申請で、委員会として、前回申請時に145行目以降の借入金額と残高の推移を確認しています。今回の実績と前回の見積りとの乖離状況、または乖離していないかどうかというのを確認することが、委員会としては大切だと思います。

また、今後、借入額の借り換えの際に、1年間を通して収支がマイナスになるようなケースに当たるのか、それとも、賦課金が見直されて、1年間の中で、ある程度バランスがとれるようになるかについても、確認をしていく必要があると思います。

今後、金利上昇局面に行きますので、政府保証がついた金利であるとは言え、国民負担を最大限抑制することが重要だと思いますので、見積方法、賦課金全体の制度自体も見ていく必要があればいいかなと思います。

以上です。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

鍋島課長    いかがでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長     北本委員の御指摘、ありがとうございました。

この賦課金の問題につきましては、10ページの338行目に、再エネ特措法の規定を載せておりますけれども、納付金単価が決まるタイミングというのは、毎年、年度が変わるたびに決まりますが、その際に、338行目ですけれども、前々年度における交付金の合計額と納

付金の合計額の過不足等を勘案して定めることになっておりまして、したがいまして、前々年度の赤字額は、X－（マイナス）2年度の赤字額はX年度の納付金に反映されるということでありまして、したがいまして、X－（マイナス）1年度のところは、赤字額が直ちに反映されないと、こういう条文の規定になっているということがあります。

そういうことがあって、いずれ収支は改善するのですが、その年度によっては、赤字が続く年度があるのではないかという北本委員の御指摘はごもっともでありますけれども、こういう条文のもとになってしまっているということでもあります。

したがいまして、この法律が変わらない限り、この状態が続く可能性が極めて高いのですが、御指摘の点につきましては、特に見通しがきちんと合っているかどうかとか、そういうところについては、私たちもよく確認していきたいと思っております。今のところ、大きく以前の見通しが外れたとは認識しておりません。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○北本委員　　はい、よろしくお願いします。

○横山委員長　　それでは、ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○東取引制度企画室長　　取引制度企画室長の東でございます。資料4に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、（趣旨）のところですが、今般、非化石証書について、全量のトラッキングを行うというふうに整理されております。トラッキングと申しますのは、対象電源ですと

か、その発電所の所在地といった属性情報を非化石証書に付与するということでございまして、これまで、一部取り組みが行われていましたけれども、今後、全量トラッキングを行うということでございます。

こうした変更に伴いまして、日本卸電力取引所（JEPX）から、経済産業大臣に対して、非化石価値取引に関する会員規程と取引規程という2つにつきまして、変更認可申請がございました。これを受けて、経済産業大臣から、当委員会に意見聴取が行われましたので、委員会としての回答について、御審議いただきたいということでございます。

基本的には、32行目に書いてありますけれども、JEPXの業務規程の変更につきましては、電事法の施行規則ですとか、それから審査基準というものがございまして、それに基づいて確認をすることとなっております。

次のページ、39行目以下ですけれども、「規程変更の概要」ということで、基本的には、技術的な、と申しますか、そういう変更だと思っておりますけれども、大きく（１）、（２）、（３）と書いてございます。

１つは、まさに、今申し上げた全量トラッキングを行うことに伴って、一部トラッキングだったときの規定を、必要に応じて修正するというところでございます。

（２）として、これまで相対取引のみを行う事業者というのは、必ずしもJEPXの非化石取引の会員というのが求められていなかったのですが、今後は、システム上で全てを管理する必要があるとあって、適切な費用負担を求めるという観点から、相対取引を行う場合でも会員資格を求めることに伴って、規定を改定するというところでございます。

そのほか、年度の定義の修正ですとか、技術的な修正、変更というのが書かれているところでございます。

詳細につきましては、資料の4/26以降で新旧対照表をおつけしております。4/26、5/26、6/26でございしますが、詳細については、ここでは時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

２ページ目に戻りまして、「審査結果」ですけれども、事務局で確認した限りでは、いずれも必要な規程変更でありまして、審査基準に照らしても問題はないものと考えております。

つきましては、資料４－１のとおり、経済産業大臣に対して異存がない旨を回答することとしたいと考えてございます。

この点につきまして、御確認いただけますと幸いです。

よろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございます。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長　　ありがとうございます。

事務局から１点、お伝えします。

前回の委員会からの間に１件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について」につき、５月３１日付けで、今後の対応について決定をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了といたします。

——了——